

乾隆期直隸省における貧民救済事業

—— 方觀承撰『養局案記』を中心として ——

黨 武 彦

A study on Fang Guancheng's *Yang ju an ji*

Takehiko To

(Received September 30, 2020)

はじめに

清代の救貧対策についての研究は多く蓄積され成果をあげている。^{*1} これらの成果には慈善事業などを時代を超えて対象とするもの、また、一つの王朝全體において対象とするもの、また、中國の各地域の様相を網羅的に分析するものがあり、救貧対策そのものを社會福祉政策として主題とする研究が主流である。

本稿は、これらの成果をふまえたうえで、乾隆30(1765)年前後までの乾隆期前期という時期、および直隸省という地域に限定し、當時の該地域の社會狀況・經濟狀況・政治狀況の全體の中で、救貧対策の政策がどのような位置を占めるのか、という観点で、當該時代に直隸總督を務めた方觀承^{*2}(1696-1768)の留養局設置の政策を検討する。そのうえで「清朝政治の長い18世紀」^{*3}の中での乾隆前期の時代像を描き出そうと試み、また附随して、新たな史料の活用の可能性を提示する。^{*4}

1. 乾隆前期直隸省における經濟政策

1.1 地理・環境・經濟狀況

直隸省の面積は30万平方キロメートル程度である。^{*5} なお、土地税徴収の基準として登録された土地(registered land)面積は、乾隆18(1753)年、65,719,000mu 畝(約4,000,000ha)^{*6}である。

この地域の氣候は暖温帯大陸モンスーン氣候で、冬期は寒冷小雪、夏期は高温多雨である。平均気温は10度前後、平原地帯の年間降水量はおよそ500~600ミリ。特に春・秋・冬の季節に降水量が少なく、乾燥しやすい。

G. William Skinner がいう大地域(macroregion)においては「北部中國大地域」(North China macroregion)に屬する。^{*7} 直隸省はこの大地域の北

部にあり、西部は大行山脈沿いの丘陵地帯で、東部は海河水系の地域にある沖積平野である。この平野は紀元前においては黄河の下流域にあたり、古代から開發が進んでいたが、沿海部は開發過剰によるアルカリ性土壤であり、かろうじて棉花生産が可能であった。この地域のみによる穀物生産は帝國全體はいうまでもなく、直隸一省を支えることも不可能であり、南方からの穀物輸送(漕運)に依存していた。^{*8}

1.2 人口

先行研究による統計においては、乾隆14(1749)年で1311.1万人、乾隆41(1776)年で1720.9万人で、この間年平均増加率は10.1%であり、自然増としては最大の値となっている。^{*9} 夫馬進は、善會による善挙が17世紀後半から普及しており、清代中期以降の人口過剰によって一層發展したとし、歐米では産業革命によって創出された都市貧民層が、中國では人口壓力のために近代以前から問題化されていた、と指摘しており^{*10}、本稿で論じる留養局設置の事例の底流には當然この問題がある。

1.3 經濟政策 通貨政策と水利・治水政策

この時期は、「康熙穀賤」以降、「道光不況」^{*11}の間の好況期にあたる。くしくも「清朝政治の長い18世紀」の時期と重なる。

清朝の雲南銅の京運政策により、年間約3000トン(銀價格にして60万兩)の比較的大量の「貴金屬」が南から北へ移動し、銅錢が大量鑄造され、直隸地域に流通し蓄積される。^{*12}

従來の「小さな政府」的施策から一步踏み出そうとする通貨政策である乾隆9(1744)年の「京師錢法十条」へ至る政策過程やその歸結に見られるような「公共性」に対する信賴が銅錢の價値を高めた(錢貴自體はインフレによるものであるが、銅錢の選好傾向については清朝への信賴による)のではないか

と考える。

また、永定河や子牙河などの海河水系の治水、雍正期の怡親王による營田政策、雍正3年・乾隆4年・乾隆9年・乾隆27年に起こった水害への対応策により、「無弊之賑恤」「不竭之常平」「無形之帑藏」（これらの語をインフラストラクチャー、社会資本と解釋する）^{*13}が形成される。災害・饑饉への伝統的対応である「荒政」から社会資本充實の方向へ議論が進む可能性があった。

また、以上の政策により、可耕地・可居住地が増え、人口の増加の受け皿となった。繰り返しになるが、本稿で論ずる留養局の設置事業はこの流れの中にあると位置づける。

2. 乾隆前期直隸省の社会政策および貧困対策

2.1 乾隆7年～8年の饑饉とその救済事業

乾隆7（1742）年に直隸省において発生した旱魃により、深刻な饑饉が発生した。清河道（7年7月～8年10月）直隸按察使（8年10月～9年10月）に任じていた方觀承により、災害の査定・饑饉救済業務・物資および資金の供給・物價調整・生産基盤の回復といった一連の業務が体系的になされた。伝統的「荒政」の枠内で、ほぼ完整な対策が行われたのではないかと、方觀承『賑記』（乾隆十九年自序刊）はその活動の集大成である。^{*14}

2.2 畿輔義倉の展開

方觀承は乾隆11（1746）年、直隸布政使在任中に山東巡撫を署理する。このときに義倉についての政策提案を行う。^{*15}乾隆14年の直隸總督就任から直隸省で実際に義倉建設の事業を推し進め、18年に完成をみる。直隸全省の114の州縣衛内に總計1005箇所設置され、貯穀額は285,300石餘りであった。運営の基本は民間の主導により、管理を擔う倉正は郷耆中の端謹殷實の人を充當し、當時の直隸省の地域社会で有力であった生員・監生層は排除された。配置は市鎮などの経済的要所になされた。18年に義倉規條とともに義倉圖が乾隆帝に進呈され嘉賞を得た。

村松祐次はこの事業について「この義倉圖を、餘り架空視しなくてよいのかも知れない。とにかくこの乾隆の義倉圖の示す義倉分布は、少なくとも自分なぞが今まで漠然と予想していたよりは、はるかに深く郷村地帯の内部に及び、比較的小さな農業集落にまで、義倉を建設しようとしている點が、注目に値すると思う。それは常平倉と言わず、義倉・社倉と言わず、およそ備荒用の倉庫の設立を、一般に人

口の都市化に結びつけて考える考え方に、尚問題があることを示す。特に清代の場合には、それは人口の都市化というよりも、むしろ農村地帯をふくむ一般的な人口の過密化（と災害防止技術の不足）に、対応するものと考えなくてはならない。」^{*16}と評價し、最後に人口増加の問題に言及する。

ただし、義倉は乾隆30年代にはほぼその機能は停止していた。方觀承の期待とはうらはらに義倉を維持し続ける社会的基盤の余力ははまだ乏しかったのである。一方で清末に至るまで、地方志にはその舊址などが記録として残っていく。当時としても本来善政としてあるべきものとして認識されていたのではないかと考えられる。

3. 留養局の設置

3.1 『養局案記』

直隸省における留養局の設置は、乾隆13（1748）年、直隸布政使任時（9年11月23日～13年3月27日）の方觀承により提案され実施される。各地の地方志にその記述が残り、従来の研究は多くその記述により論じている。^{*17}

本稿は、その記述の元となった乾隆24年序刊の方觀承撰『養局案記』を分析する。本史料は東京大学中央図書館所蔵であり、アメリカ議会図書館（Library of Congress）にも所蔵されている。四周雙邊、白口、黒單魚尾版匡高19.8寬12.9cm、全書高24.9寬16.1cmである。先行研究においてはその書名のみが地方志等からの引用により記されていたが、実際にはこの史料を直接に用いている形跡はない。^{*18}

卷首の方觀承の序には「周官に『保息六を以て萬民を養う。一に曰く慈幼、二に曰く養老、三に曰く振窮、四に曰く恤貧、五に曰く寛疾、六に曰く安富』とあり。富は一のみ、幼・老・窮・貧・疾は乃ち五者有るは、固より以て天下の養を待つもの衆きを知れり。而して之を終えるに安富を以てする者、司徒の職、人人而て之を養う能わず、其の富民の力を紓して、羣をして一郷一井の中に相い煦沫せしむるは、疾痛周かざる靡く、而して以て吾政の逮らざる所を佐すくる有るに庶幾からん。此れ聖人の微意なり。直省栖流に所有り、養濟に院有り、療病に坊有り、掩骼に會有り。養局の設は、蓋し是の數者を兼ねて以て朝廷の德意を廣くす。其の始め必ず提掣を官に藉り、其の繼は遂に樂成を衆に以てす。要は皆な心の自己に能わざるを盡し、而るに官と民と、胥な而て其の功を尸とするを得ざるなり。然るに年來道殣の間は則ち既に前に減じること十に八九なり。夫れ人の善を欲するは誰か我が後の興起する者にし

かざらん。將に必ず擴充せんとし而して之を增益し即ち困苦の未だ甚だしからずして其の中要の窶人に離れざるに偶託する有り。近く是れ固より未だ以て濫りに而て之を訾すを爲すべからざるなり。若し夫れ經費の出、諸を權子母に取る者、爲に繼ぐべし。是れも亦た富者の其の徳を行ふを好み、而して長民においては焉に與る無きのみ。頃敕議を承け、地方生息の件、嘗て彙奏して之に及ぶ。因りて卷端に節録し、即ち以て是の編の緣起と爲すと云う。乾隆己卯秋、太子太保總督直隸都御史方觀承題す。」とある。^{*19}

次に上記の自序に記されている通り、乾隆 24 年閏 6 月 29 日に硃批を奉じた「節録議覆地方生息劄子」を掲載する。^{*20}

「直隸各屬留養局を設立し、冬月貧民を留養し、春融散遣せしむ。其の篤疾廢疾、及び年七十を過ぐる者有らば、則ち常留在局せしむ。乾隆十三年より以來、通省設局五百六十一處、竈釜米薪衣被藥餌等件を置備し、悉く地方官の捐項より支給し、按年捐資辦理する者有り、捐銀を成總し交商生息して充費する者有り、之に因りて紳士商民人等も亦た各々慕義爭輸し、而して鹽當商並びに皆な樂みて經理を爲す。今通計一百四十州縣衛廳、交商生息の銀は、共に四萬五千五百餘兩、收租地一百四十三頃九畝にして、並びに詳明して案有り彙載成冊するを經る。而るに今に至るまで官民の樂輸する者は、毎歲尚お增長有り、養局も亦た多く添設され、其の各局を經營するは、即ち之を本處の郷耆に委ね、胥役の手を經ず、頗る榮瘡の輩に益す。臣案査するに、従前毎年十月より次年正月に至る、此の四個月内、通省の詳報に、路斃する者常に千數百人あるも、近年百餘人に過ぎず、其の病坊養濟院を倣照するを奉行するは、原より地方官應辦の事たるも、今已に漸く士民公衆の擧と成り、應に其の舊に照らして辦理するを聽すべきに似たり……」

次に養局規條（全 10 條）を掲載する。うち注目すべき四條は下記のとおりである。（以下、原文の記述は簡易で具體的事實であるため、書き下しにはせず、史料としての用に供す。議論となる部分に下線を附したのは筆者である。）

一、設局皆在城市集鎮衝途孔道、立木牌大署留養局三字、使往來之人皆見諭令郷地居民遇有外來羸病者、即安置局内。〈10 條のうちの 1、以下同〉

一、收養之費、毎日大口給米八合、小口四合、十歳以下者爲小口、乳孩不給、大口日給薪菜錢四文、單身者五文、皆聽其自食、如聚至數十百人、則煮粥日二次。如慈航寺・永保堂成規、有臥者於貧民中擇可供水火役者、代爲炊煮稍厚給之。〈6〉

一、經理之人、有任郷耆者、有任衿監者、有任寺僧者、有兼委之、本處鹽當商者。惟擇其誠實能事者、立獎勵之法、使一錢一米、若有鑒罰之。在上者其心、乃可用也。切勿假手胥役踏以狼牧羊之病、省城普濟堂、向委保定府經歷董其事。〈7〉

一、棺埋在局病歿者、官給棺一具、埋於義塚深築之、慈航寺・圓津庵收養人多、皆預置棺備用。〈9〉

以下『養局案記』の本文は、順天府（含京城）、永平府、保定府、河間府、天津府、正定府、順德府、廣平府、大名府、宣化府、冀州、趙州、深州、定州、易州、遵化州、口北道、熱河道の順序で、各屬の州縣の留養局の狀況を記す。

基本的な記述のフォーマットは、「大興縣 在郷四局 孫堠集局房四間城北三十五里」のように局數、所在地、房の間數、在郷の場合は縣城からの方角と距離をまず示し、次に「經費」として、設立にあたった知縣の名稱と知縣が集めた銀數、建設費用を除いた銀を商人に貸し出して運用するに至った年月と利率および利息銀額を記すのみである。

しかし以下に示す史料は、それ以外の記述を見ることが出来るものである。

(1) 天津府屬 天津縣 附錄

乾隆十一年三月奉上諭、掩骼埋骸亦王政之一端……、欽此。津門爲人烟叢集之區、孤旅貧民浮屠郊外閱久率多暴露。余督同天津道宋宗元・董承勳・富尼漢、天津府知府熊繹祖・同知饒倅・知縣陳宏模、捐俸倡勸士民樂施共得白金二千二百餘兩、用以建屋置牛車買地取土雇長短人夫、暨一切器具以所餘並續捐之項置買……

(2) 順天府屬 良郷縣

景南關外普賢菴局某十間名永保堂。〈經費〉知縣今陞清河道宋宗元捐資召墾道旁荒地四頃二十一畝四分一釐、……又捐銀五十一兩、置買旗地七十二畝、寺僧自種、歲收租糧約七十石。乾隆十九年……又白衣菴僧普玉捐施舊典無主旗地一頃四十二畝、歲收租制錢三十五千五百文、……、僧人明佩經理歲於十月十五日始至次年二月初一日止、用所收租糧煮粥以食貧者。

(3) 保定府屬 安肅縣曹河慈航寺

安肅縣屬之曹河慈航寺、建留養局、北距安肅二十五里、南距清苑二十五里、郡守督兩縣經理而一委寺僧元通。〈經費〉……先是局内歲需粟米、於秋收後擇穀賤處採買、米價每石以一兩三錢爲率、交寺僧煮粥以食貧民、自十月初一日起、至次年三月初十日止、每日口米七合煮粥二次、佐以鹽蔬、設四大鑊、食二百餘人、年來收養漸廣、僧發願鑄大鑊可供四百人炊。今置田收穫黍粟兼可得薪、更於府屬當商勸輸棉衣舊而完者、各數領歲一次、以爲常約千餘領分給

貧民、其老者病者、更爲置棉袴、院司道府發銀、寺僧辦給。初元通發願、於冬月留養病民而資諸募化。予總藩直隸時、爲之拓地建屋、顏其坊曰給孤獨園、以其傍近曹河爲南北通津、名其寺曰慈航。嗣益擴之所養不止病民、近且數百人至千人矣。施棺立義塚、以次舉行、屆冬爲粥。諸僧與貧民同食共飽、不別設爨、嘗見各省經理養貧棲流育英諸事、多士民之好善者與誠實僧道主之、規條既立遵奉、惟謹且情事爲所素習緩急皆有變通、好行其善而耻爲不善、曾無待於官之督責也。惟其勢輕而力有難通則須官爲之提挈耳。予撫浙時、浙中諸大郡、皆委之耆民戒僧、隨宜擘畫、而其事可久、鄞邑嬰堂、因資費不給官益之金。自是稽核在官、而司事者、嗣皆畏縮不前、幾至隨隳廢。今安肅之慈航寺・良鄉之永保堂・内邱之圓津庵・邢臺之海會菴與宛平之養濟堂功德林、皆不由官經理、若元通與永保堂僧明佩、圓津庵僧可林、秉其慈教、皆勇於爲善爲吾所深信者、或以難其繼爲言、然章程久定、耳目衆著一寺多僧、亦難容其隳壞、是又在賢守令之因時督察耳。

(4) 順德府屬邢臺縣

順德府署東偏、舊有普濟堂、雍正九年郡守陳法建、以棲邑中老疾及孤貧之未入額者、房四十餘間碾磨竈、悉具置地五頃六十五畝、歲收租糧二百餘十石、忝稽麥草穀草一萬千餘斤、爲饗飧藥餌衣服之費惠至今存。茲於海會菴增設養局、以處道路之貧病、在邑在野皆有所歸云。^{*21}

(5) 順德府 内邱縣

乾隆癸酉七月、余赴順德過圓津庵、僧可林字藹然、扶節導路、語次以地當孔道雪風暑雨、每見貧病離邊之顛於路者、惻然心傷而無力爲收養之舉、爰資以金屬郡守王祖庚、邑令江灝王錦林合力經營、卽菴外隙地、爲建養局一區、五閱月而工竣並議收養事宜、卽令藹然董其事、余贈以詩、有病藥飢餐僵頓起歡顏各向鏡輪移之句。嗣是息銀租地漸有增置、而就養貧民歲亦增多藹然勤心力爲之、措置悉當。乙亥秋藹然病卒、弟子燦一主菴事、亦樂爲慈善而能繼師志者。

「養局規條」〈7〉の保定府城の普濟堂や、(1)の天津縣の事例は、大きな都市であり、江南のような民間による運営の繼續が可能であったことを推測できるのをを除き、まとまった記述があるのは下線部に示したとおり、寺院や寺僧が關與している場合であることが明らかである。

3.2 詩集に見える留養局

方觀承の詩集に登場する禪僧と慈善活動の關連については既に舊稿^{*22}において言及した。以下寺院名と僧名が現れる詩をみていく。

(1) 乾隆 15 年「次韻圓津菴壁間舊句示藹然禪師」(『燕

香集』上) ([] は割註)

重來已是七年遲 [甲子(乾隆 9 年) 三月奉使大梁過此]

更憶孤踪問路時 [在康熙壬寅(61 年) 七月]

豈爲勞人多佞佛

因尋古寺又成詩

秋花近砌憐幽寂

法雨垂空仰慧慈 [時秋田望雨]

老病漸增遊與宦

看君一榻未曾移

この詩には留養局の内容は含まれないが、康熙 61 (1722) 年、方觀承が起家前の青年期の南北往來時にこの寺院を訪れていることから、古くからの縁があった。圓津菴については、乾隆『順德府志』卷五、寺觀に、「過客題咏甚多有墨乘集」とあり、多くの文人がこの寺に詩を残している。明と李自成と清の三代に仕えた金之俊が圓津庵の命名に關與している。その位置は道光『内邱縣志』卷之一、地紀に「在四楊橋」とあり、四楊橋は「在縣南十七里」とあるので、京師から保定、さらには邯鄲に至る現在の京廣線に當る官道沿いの都城舖倉(義倉)があったところに近かったと思われる。^{*23}

(2) 乾隆 18 年「癸酉秋初力疾赴順德過圓津庵贈藹然禪師再疊壁間前韻」(『燕香集』下)

依依曲○引節遲

相見逢秋甚瘦時

學道維摩新○疾

扪塵蕭寺舊題詩

馮持慧筏通津遠

共信祇園大衆慈

病藥飢餐僵頓起

歡顏各向鏡輪移 [藹然有收養病民之善舉、守令成之]

この詩には七句目と八句目、「病藥飢餐すれば僵頓ち起き、歡顏各々向う鏡輪の移るに」に「藹然に收養病民の善舉有り、守令之を助成す」と割註がつき、留養局の活動について具體的な言及がされる。

(3) 乾隆 22 年「丁丑仲夏過圓津菴悼藹然禪師用前韻」(『燕香集』下)

樹影添濃粥鼓遲

依稀桂杖導門時

百年過客醒猶夢

幾度逢君偈與詩

邑乘合書名釋傳

路人爭誦給孤慈

星郵到此問應好

刹那光中鏡屢移

乾隆 22 年に藹然禪師が死去したときにそれを悼

んだ詩であり、詩の應酬による交友と留養局の活動について詠んでいるものである。

(4) 乾隆 21 年「漕河宿給孤寺示禪僧鑑慈」(『燕香集』下)

行塵初憩月盈灣
旌轡頻年閱往還
樹影不移濃淡處
河流數問淺深間
僧添白髮緣何事
地近青山忍獨閒
聽罷鐘聲呼飯熟
道旁曾恤幾鰥顏

漕河は保定府安肅縣の鎮。給孤寺は慈航寺のこと。方觀承が南北往來の際に雪中で瀕死の状況にあるときに、救命されたことがあった。^{*24}

(5) 方觀承『燕香集』下「丁丑八月十日直沽舟中自壽作並寄南中諸兄弟」

〈七言律詩四首のうち二首目の第五句と六句〉
樂歲幾人飢待爨
寒天下里病爲坊 [畿地義倉養局州邑經理皆徧]

丁丑は乾隆 22 年。自ら構想し、實現した義倉と留養局が全省で機能していることを実感している記述であろう。

(6) 『春行疊韻詩』^{*25}「慈航寺爲禪僧鑑慈作二十八疊韻」[寺臨曹河渡，爲畿南孔道，鑑慈名元通。發願收瘡癘。〈余爲直藩時〉率守令助之經理〈經營〉。〈年來〉冬月〈所養〉嘗至千人，鑄大鑊供四百人炊。鑑〈慈〉與就養者，同食一餽，甚勤苦。余贈以詩有『僧添白髮緣何事，地近青山忍獨閒』句。〈誠縉流之善士也〉] (詩題への註。〈 〉内は『燕香集』下には無い記述。)

鍾餽具僧家 眞看願力奢
飢人方索飯 弟子漫拈花
航渡一莖葦 車痕百道沙
頻來禪榻畔 共我鬢絲加 (方觀承)

鉢遍大千家 香厨費已奢
眞教飢得食 合見座生花
春長愛河水 眼清塵海沙
乞將無量壽 爲我老親加 (幕友 張鳳孫)

惇疾視如家 多公志願奢
因成桑下宿 亦獻道傍花
雪後衣添絮 風前飯去沙
政成無漏澤 河潤水新加 (幕友 王榮勳)

飢榮此是家 作佛願眞奢
問渡航邊水 餐香鉢裏花

雲旌倚雙樹 禪榻對恒沙
我亦飈令者 聊將偈頌加 (幕友劉廷桂)

それぞれの詩に、それぞれの視點で、慈航寺の留養局が詠み込まれていることが容易に判る。

3.3 その他の史料 (地方志へのまとまった記述)

(1) 光緒『保定府志』卷三十八，工政略，安肅縣

方觀承漕河留養局記略，直隸留養有局計五百六十一處，若安肅之慈航寺・永清雙營之龍王廟・良鄉之永保堂・内邱之圓津菴，所養尤衆。往余爲總藩時，有漕河僧元通發願募化以贍寒餒之民。余爲拓地建局，顏其坊曰給孤獨，曰慈航寺。嗣是局基，自廓養踰千人，乃鑄大餽，可供四百人，炊僧與貧民共餽而食，而又置棉襦袴以給之。乾隆己卯建房二十八間，今又籌費另建瓦房四十八間，工既竣，寮屬紳耆僉以碑文請余，惟宋史所載富鄭公之在清州也，河朔被水之民，就食者，公勸部民出粟，益以官廩得公私廬舍萬區散處，其人老弱病疾者，廩之死者，爲叢塚葬之，滕章敏之知鄆州也，淮南京東歲饑民流公度城外廢營地，論富室建蓆屋二千五百間，井竈器用皆具，民至如歸。是皆一時權宜之策，以周立制久暫有殊矣。而卽此可見古人盡心力於窮民周詳若此，養局本此意，而更歲設以爲常，凡以佐仰天子懷保惠鮮之雅化，數十年來，慈愛之守令樂善之士商踵行之增盛焉。而任事若元通者誠心無間於始終，是並足以書也。若其田地村落所在與夫畝數之多寡，歲月之後先，具書碑陰後，來者有考焉。

周元理漕河慈航寺留養局記略，直隸留養創始於龍眠方恪敏公，其法爲立廬舍，而以公置地租入，具粥饘製襦袴經畫，俾四方流徒，就食者，咸得養焉。安肅慈航寺其尤著者，局統於寺，寺僧實董其事也。余昔承乏畿南一切章程，得預經畫，迄今三十餘年，余且秉節於茲節每值隆冬，以公事過其地，見夫鰥寡孤獨廢疾舍其中者，殆千餘人，佛氏六行施以布施爲首，僧司謂能守檀那者矣。局有旗人伍什泰地三頃六十八畝，在完縣堯城村者，故僧元通以捐款代贖而伍什泰券捨於寺者也。乾隆三十九年伊子六十三翼反其田構訟焉。安肅令郭守璞將恪敏公碑記請於部，經部定議，以民人例不得置旗地，而旗人自願施捨廟宇者，准作香織火永遠管業，矧是地贖自捐款非私蓄也。租供留養非私產也。引據碑文斷令歸局，奏奉旨並飭有司，彙查寺局旗民地畝均得以此爲例。於是安肅令勘出地六頃三十二畝，皆券捨後積年隱漏者，今悉收入養局，並供寺僧香火之用，今局中地益廣，則息益增，而所養益不匱，自茲以往守土者以時稽覈，而寺僧亦恪遵而奉行之，毋懈怠，毋侵漁，將所以宏我皇上懷保之澤，而置無告窮民於樂國者，其未有既矣。亦余今日

爲恪敏公綿茲善舉於勿替也。爰記其端末若此。

後者を記した周元理（1706-82）は方觀承が見出した能吏で、浙江仁和の人。舉人出身ではあるが、のちに直隸總督・工部尚書に至る。彼の記述には、畿輔地域ならではの旗人との土地所有に關わる紛争が見える。^{*26} 方觀承の碑文が中央の部の斷案の根據となっている事例が興味深い。

(2)『永清文徵』（章学誠撰）奏議第一「河灘租息歸入養局經費詳文」

一件爲詳請憲示事，乾隆三十二年十月十四日，蒙太子太保總督部院方批本司呈詳，…，今查，清苑・良鄉・安肅・永清・内邱等縣，或係省會，或當通衢，嚴冬留養經費，自宜充裕，…蒙批，「查，静海・任邱・大城・吳橋等縣，所征淤地租銀，既據查明不敷額租之數，抑候於該司另詳淤地陸科案内察核具題，派撥各處養局經費，如安肅漕河之慈航寺，每年所需食米綿衣，皆由各屬捐輸，繳，冊单存」等因到司。該本司查得，…右爲乾隆三十二年布政使議行成案。

(3)『永清文徵』奏議第一「雙營養局經費稟帖」

切卑縣設局留養貧民，前經卑職將現辦事宜，稟明憲鑒并蒙批示，妥協辦理在案。伏查，卑縣雙營養局，正當孔道並因今歲歉收，貧民就食遠近較多。卑職遵經首先倡捐，緣卑縣境內地瘠民貧，並無好善樂施之紳士。…卑職現在悉心查察，后有零星隙地，可以召墾之處，再行詳請歸入養局，以濟榮獨合併聲名。右乾隆三十九年知縣劉林通稟於四十二年二月内批准遵行。

(2) (3) の永清縣の留養局は、商人や寺院が關與するものではなく、官が運営を繼續していた事例と言える。

乾隆 13 年の設置から、通省 561 箇所とされた留養局も、義倉と同様に繼續した痕跡を辿ることは難しいが、それでも「安肅之慈航寺・良鄉之永保堂・内邱之圓津庵・邢臺之海會菴，與宛平之養濟堂功德林」など、數箇所の持續運営を見出すことができる。共通しているのは、慈航寺や圓津庵など、佛教寺院の施設活用と積極的に運営にかかわる寺僧の存在が浮かび上がることである。寺僧は方觀承などの地方官僚とパーソナルなつながりを持ち、詩の應酬もできる教養を有していた。^{*27} 宛平・天津・清苑（保定省城）・良鄉などは大都市に近く、江南と同様、商人等による民間による持續的運営がある程度可能であったと思われる。

おわりに

木下光生による比較史的整理^{*28} から参照すると、16 世紀後半以降のイングランドは、救貧法などに

よって支えられた恆常的な救貧制度を「教區」を單位として、全國規模で統一的に導入したとし、清代中國については、「常平倉・社倉・義倉の三倉によって、全國規模で備荒貯蓄体制が敷かれ、そのなかで生活困窮者に対する備蓄穀の安売り、貸付、および無料提供もなされたが、それでも近世日本の村社會とは異なって、『タダで助けてもらう』に対する社會的忌避感もなければ、制裁もなかった。それはおそらく、近世日本の公的救済が、個別具體的な個に対して極めて制限主義的になされ、ゆえに誰が村に迷惑をかけてののかも明瞭にされたのに対し、中國の場合、三倉の利用が事實上、貧富に關係なく誰にでも開かれていたことが影響していよう。誰でも利用可であったがゆえに、誰が社會に負擔／迷惑をかけているのかも追及されず、したがって制裁を生じさせる必要もなかった」とする。「粗い」^{*29} 史料でそこまで言えるのかどうかは今後の課題であるが、有益な示唆である。

清代乾隆前期までの畿輔地域では、皇帝の強力なリーダーシップと督撫の適切な政策提案（agenda setting）、また重點的財政投入による堤防の維持管理システムの構築という制度的枠組みに守られながら「無形之帑藏」つまり社會資本としてのインフラの整備と地域の再開発が進み、可耕地・可居住地が拡大し、増加する人口を吸収した。また、治水・水利工事は雇用の確保という機能も果たした。緻密な雲南からの銅輸送システムに裏付けられた北京での銅錢の大量鑄造と治水における「以工代賑」策は貨幣（銅錢）の社會への投下につながり、その貨幣は直隸省地域の經濟活動を活發化させる役割を果たした。

とりわけ乾隆初期は、乾隆帝の柔軟な政策^{*30}、諸官僚の有能さが、庶の官に対する信頼へとつながり、従來の傳統的手法より一歩進んだ社會政策・經濟政策が構想され施行された。「經濟之才」^{*31} を有した方觀承も、その状況下、地方官の官歴の當初より、災害對應、義倉の設置、留養局の設置、以工代賑を意識した治水事業、など様々な社會事業を實現していった。その生い立ちや地方官任官後の経験から、人口増加の「盛世」において生じている構造的な社會問題としての気づきがあったのではないだろうか。^{*32}

これらの施策を可能にしたのは、当時の經濟的好況^{*33}（+ 自然環境^{*34}）であり、その状況下、適切な富の再配分が行われた結果、専制的な性格をもつ清朝の統治權力の直接的影響力が個別の社會構成員に対して相對的に強く作用して社會も安定した。ここに一種の「公共性」が生まれたとみてもよいと考

える。

稿を終えるにあたり、この動きが夫馬進が提起する「中國社會福祉史上における近代の始まり」とどのように連関するのか、考察してみたい。夫馬は善を爲せば必ず良い果報を得られると考え善挙や慈善事業にはげむ者、つまり禍福を計算して慈善事業を行う者を「果報的慈善家」と名付け、近代さらには現代においてもこの動機が存在が中國の慈善事業を強力に押し進めたとする。『清稗類鈔』知遇類の「方觀承一生知遇」にある、星命術士の「あなたは、いつの日か官途につき、さらには總督にまで到るでしょう。惜しむらくはその終わりを全うできないことです。」という言葉に氣を掛け、善事をなすように勧められて、留養局の設立に思い至った、という野史の證言^{*35}はまさに「果報」を望む心性を持つ一人の人間の姿である。しかし、繰り返しになるが、統治の安定とそこへの信頼の中で行われた饑饉救済、義倉の設置、治水・水利事業の展開という文脈で見ると、留養局の設置には、単に「果報」を望むだけでは無く、構造的な社會問題を解決しようとする近代に漸近した公益的発想（天命を承けた皇帝による王政・仁政の枠内にあり、「國民教育」の視點もないという「限界」あるいは「分岐」はあるが）を垣間見るとは清朝研究者の好意的視點にとどまるものではないだろう。ありきたりの結論ではあるが、方觀承の留養局設置には、十分な公共的・公益的動機と同時に、その割合を押し量ることは不可能だが、幾分か「果報」を望む視點が混在していたとみるのが一人の人間の事績として妥當なところであろう。

註

- *1 星斌夫『中國の社會福祉の歴史』山川出版社、1988、夫馬進『中國善會善堂史研究』同朋社出版、1997、高橋孝助『飢饉と救済の社會史』青木書店、2006、Li, Lillian M. *Fighting Famine in North China: State, Market, and Environmental Decline, 1690s-1990s*. Stanford: Stanford University Press. 2007. 大江平和「清末民初における北京の慈善事業史—「慈善」という用語に着目して—」『東洋哲學研究所紀要』34、2018。
- *2 拙稿「方觀承とその時代—乾隆期における一知識人官僚の生涯—」『東洋文化研究』7、2005。方觀承の「南北往來」のエピソードなどは、この論考を参照された。
- *3 具體的には、康熙帝による奏摺政治の採用（およそ1680年前後）から、中國が19世紀の世界におけるグローバル化の波に巻き込まれる道光帝治世までの時期（およそ1850年前後）を示す。この18世紀

をまたいた約170年間は清朝の皇帝獨裁システムが非常に効果的に機能した時期であり、その連続性に着目する。この視點は從來の研究をふまえたもので、取り立てて獨想的なものではないが、長期的な視野で政治史的考察を進めて行くうえで重要なものであると考える。一方でこの清代の皇帝獨裁システムには皇帝個人の人格的な要素が強く作用する面があるため、やはり斷代的な分析も同時に必要である。乾隆帝期のような長期にわたる治世についてはさらにそれを區分する必要もある。長期的・短期的な視點を複合することにより、より構造的な政治史像を浮かび上がらせることを可能にする。

- *4 拙稿「方觀承撰『薇香集』について—詩を史料とした乾隆期政治史の再構成—」『熊本大學教育學部紀要』57、2008、同「方觀承撰『燕香集』上について—詩を史料とした乾隆期政治史の再構成(その2)—」『熊本大學教育學部紀要』58、2009、同「方觀承撰『燕香集』下について(上)」『熊本大學教育學部紀要』60、2011、同「方觀承撰『燕香集』下について(中)」『熊本大學教育學部紀要』63、2014、同「方觀承撰『燕香集』下について(下)」『熊本大學教育學部紀要』64、2015、同「方觀承撰『燕香二集』上について(上)」『熊本大學教育學部紀要』65、2016、同「方觀承撰『燕香二集』上について(下)」『熊本大學教育學部紀要』66、2017、同「方觀承撰『燕香二集』下について(上)」『熊本大學教育學部紀要』67、2018、同「方觀承撰『燕香二集』下について(下)」『熊本大學教育學部紀要』68、2019。
- *5 東亞同文會『支那省別全誌』第十八卷 直隸省、第二章面積及人口は、政府發表を根據に115,800平方マイル（≒300,000平方キロ）とする。
- *6 Wang Yeh-chien *Land Taxation in Imperial China, 1750-1911*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press. 1973.
- *7 Skinner, G. William. "Presidential Address: The Structure of Chinese History", *The Journal of Asian Studies*, Vol. 44, No. 2 (Feb., 1985), pp. 271-292.
- *8 拙著『清代經濟政策史の研究』汲古書院、2011、第1部。近年の成果として、李秋芳『明清時期華北平原糧食種植結構變遷研究』社會科學文獻出版社、2016、がある。華北での農業生産に記述の重點があり、漕運による資源移動の視點は薄い。例えば本稿で扱った時期において、地方志の記述により、方觀承が地方官とともに甘薯栽培を主導し、民間で甘薯を「方薯」と稱したということなど、筆者が見落としていた事柄の提示があり、裨益を受けた。
- *9 趙文林・謝淑君『中國人口史』人民出版社、1988、曹樹基『中國人口史 第五卷・清時期』復旦大學出版社、上田信『人口の中國史—先史時代から一九世紀まで—』岩波書店、2020。
- *10 夫馬進「中國社會福祉史上における近代の始まり—特に「教養兼施」の「新しさ」について」陶徳民ほか編『東アジアにおける公益思想の變容—近世から近代へ』日本經濟評論社、2009。本書については、與那覇潤「社會の『支え方』の日中比較史—陶徳民ほか編『東アジアにおける公益思想の變容—近世か

- ら近代へ』書評『荒れ野の六十年—東アジア世界の歴史地政学』勉誠出版, 2020. を参照.
- *11 Kishimoto-Nakayama Mio. "The Kangxi Depresson and Early Qing Local Makets." *Modern China* 10,no.2 (Apr.1984): 227-56. 岸本美緒「十九世紀前半における外国銀と中国国内経済」『銀の流通と中国・東南アジア』山川出版社, 2019.
- *12 註8前掲拙著, 第1部.
- *13 「灌漑設備の整備の費用はおよそ二十万兩が見込まれるがこの事業は再生産につながり, 財を増やすことにつながるものである. 賑恤や以工代賑は根本的な手段ではない. 水利工事に投資すれば國は富み民は安んずることができる. これは『無弊之賑恤』である. また, 現今の米價上昇の対策として採買の停止を行っているがこれは長く繼續できるものではなく, 捐納による備蓄も上策ではない, しかし水田があればそれは『不竭之常平』である. 畿輔は旗地も多く直隸は京兆の股肱であり豊かであるべきであるが古來の富民の遷移策は王政ではない. しかし水利を興せばそれは『無形之帑藏』となる.」(潘錫恩『畿輔水利四案』道光3年跋刊, 所收, 乾隆9年5月初8日山西道監察御史柴潮生の上奏). 註8前掲拙著, 第2部. および, Takehiko To "Infrastructure Maintenance in the Jifu Region, Beijing Metropolitan Region during the Eighteenth Century" *Public Goods Provision in the Early Modern Economy* 2019. <https://www.ucpress.edu/book/9780520303652/public-goods-provision-in-the-early-modern-economy> を参照.
- *14 Will, Pierre-Etienne. *Bureaucracy and Famine in Eighteenth-Century China*. Trans. Elborg Forster. Stanford, CA:Stanford University Press, 1990.
- *15 『方恪敏公奏議』卷一, 「勸諭義倉條款附」.
- *16 村松祐次「清代の義倉」『一橋大學研究年報 人文科学研究』11, 1969.
- *17 呉宏岐・郝紅暖「清代直隸の留養局及運作機制」『暨南史學』第六輯, 2009.
- *18 註1前掲夫馬著書においては本文・索引とも『養民案記』と誤記されている. なお夫馬は「河北省においては, 留養局が普及しているほか, その他の善堂の設置状況は, 特別の州縣を除けば寥寥たるものである.」 「河北省の留養局が, 方觀承という一總督なしには普及しえなかった」 「河北省に普及した留養局, 山東省に普及した普濟堂・育嬰堂は, とともに當省の總督が設置を命じたものであり, その他の善堂は特別な州縣を除いて兩者にほとんど普及していない.」とする.
- *19 方觀承が序に『周禮』を引用した眞意(禮制を意識したのか, 職掌を意識したのか)については今後の課題である. なお, このような留保を置くのは, 方觀承が単なる實務的な行政官僚にとどまるものではなく, 禮に關する書である『壇廟祀典』(乾隆23年序刊)や『五禮通考』の編纂に關與していることによる. なお, 清朝の官制の全體性が何によって與えられていたのかについての考察は, 谷井俊仁「官制は如何に叙述されるか—『周禮』から『會典』へ—」『人文論叢(三重大學)』23, 2006. 参照.
- *20 『述本堂奏議』不分卷(國家圖書館藏)に所收されており, 「乾隆二十四年閏六月二十六日奏, 本月二十九日奉到硃批知道了欽此」とある. この奏摺は前半は直隸省各地の書院と義學における營運生息銀の運用についての弊害がないことを報告したものの.
- *21 乾隆『順德府志』卷五, 寺觀の「海會庵」には「在河泊祠東, 僧四維重修」と記述があるのみである. (民國『邢臺縣志』も同様)
- *22 註4前掲拙稿.
- *23 焦桐「千年古刹圓津庵」『内邱文藝』(號數, 發行年不詳2017以降)によれば, 民國時期に既に破敗し, 遺址も破壊され, 現在はほとんど痕跡が無いとする. この文章には方觀承が南北往來中に病気で倒れた時に圓津庵に救済されたとするが, 史料では確認できず, 次註の慈航寺の故事との混同の可能性もある.
- *24 徐珂『清稗類鈔』知遇類, 「方觀承一生知遇」 「方觀承が北京に向かう途中直隸省に至り荷物を盜賊に奪われ, 知古を頼りに保定に着こうという時, 白河で大雪に遭い, 古寺の外で凍えて倒れてしまった. その寺の僧が, 觀承が雪の中に倒れているのを見つけた. 僧は觀承を助けおこして温めると, 觀承は蘇生した. 觀承と僧はお互いに意気投合し, 數箇月寺にとどまった.」
- *25 上海圖書館藏. 乾隆22年序刊. この年の春, 「雨後宿苑東菴」(苑東菴も慈航寺にある)と同韻の三十首の五言律詩について, 幕友の張鳳孫・王榮勣・劉廷桂が次韻して詠んだ詩を収録したもの. 管見の限り他處に所藏を見ず, 孤本の可能性あり.
- *26 直隸省における地方官による地域行政と旗人の利權の對立の問題に關しては, やや時代は下るが, 森田明「清代直隸の清河治水と千里長堤」『清代の水利と地域社會』中國書店, 2002. 所收, を参照.
- *27 ただし, 寺志等の人物の記述には, 基本佛門に入ってから記述しか無く, どのような階層の者が, どのような経緯で僧となるかについてなど, 社會的背景が不明であり, 今後の課題としたい.
- *28 木下光生『貧困と自己責任の近世日本史』人文書院, 2017.
- *29 濱島敦俊「コラム 歴史の風 中國近世社会經濟史研究の“粗さ”について」『史學雜誌』111-11, 2002. 一方で, 例えば意欲的な比較史研究である朴光駿『朝鮮王朝の貧困政策—日中韓比較史研究の視點から—』明石書房, 2020, p346には方觀承の畿輔義倉への言及があるが, この政策の時代的・地域的文脈が必ずしも踏まえていない. これは實は清代史研究者が實證的成果を正確に提供していないことによるものであり, 責任は中國史研究の不備にあるといえよう.
- *30 帝政中國の制度上最も重要なアクターである乾隆帝は, 雍正帝とは異なりスムーズな皇位繼承が行われ, 目立った政敵は存在しなかった. 張廷玉や鄂爾泰などの重臣の存在の中で, 二十五歳の乾隆帝は自制と柔軟性を有していた. また, 雍正帝の官僚制運用の規律化の遺産がまだ機能し, 治世の初めの言路が開

かれた状況であった。また、何よりも経済が非常に好況で、民の生活が比較的安定していた。このような諸々好条件下、ここに一種の「公共性」の回路が生まれ、統治権力と社会とその中間にある士大夫との関係に一種の調和した理想的状態が生まれた。従来はコミットしなかった市場への直接的介入の試みなどは、その調和状況の一つの體現であったし、政策の効果に疑問があるとされた段階ですぐにそれを停止したのも良識であったと思われる。銅錢とりわけ「制錢」への信任はこのような中で歴史的に生じたといえるかもしれない。従来は市場の論理での信任の強調であったが、このような理路を考えることはできないだろうか。註8前掲拙著、結論より要約。

*31 『述本堂詩續集』姚鼐撰の序。嘉慶己巳（14年）九月。

*32 『(改譯) 棉花圖』榎本中衛・吉川幸次郎譯、筑摩書房、1942。「ことに在任久しきにわたった直隸の地では、今もなほ遺愛が民間に存してゐるらしく、譯者吉川は、昭和の始め北京に留學中、故老が娓娓としてこの人の逸事を語るのを聞いたことがある」(吉川序文)

*33 則松彰文「清代乾隆期の人口増加米貴説について」『福岡大學人文論叢』46-3、2014。は以下のように整理する。「一、この時期における物價上昇が、なだらかに継続的な上昇を描くマイルドインフレーションであったため、経済的混乱が比較的小規模に抑えられた、と思われる点。二、…諸物價全般の高騰が、すべてマイナスに作用したわけではなく、都市近郊農民など諸民の相対的収入増加にもつながった点。平糶を中心とした清朝の施策がある程度の実效を見たが故の、相対的な社会の「安定」がもたらされた点」

*34 藤田佳久「清朝中期以降の淮河流域における水害變動」『愛知大學文學論叢』116、1998。によれば、淮河の水害状況を分析した上で、1736年から70年代まで、つまり乾隆前半期は、水害の頻度が極端に大きい年と少ない年が交互に出現し、變動・バラツキが多い時期（第一期）、1805年まで、つまり乾隆前半期は頻度は低位で安定したパターンを見せる時期（第二期）、1840まで、つまり嘉慶～道光前期はほぼ毎年高頻度で水害が発生する時期（第三期）、その後1870年代までは水害頻度減少の時期（第四期）、1890年代までは第三期ほどでないが、水害の高頻度が續き降水量が多い時期（第五期）であるとする。

*35 徐珂『清稗類鈔』知遇類、「方觀承一生知遇」「(流寓時代、方觀承は) 杭州に至り、西湖に通りがかると、數十人の人が星士を圍んで人相を談じていた。

星士は觀承をちらと見ると、にわかにか機を離れて拱手して、『貴人至れり』と言った。方觀承がひやかされたと思い、まじめな顔で『私は人相占いなどしてもらつつもりはありません。からかわないでください。』という、星士は『ここでは深く語り盡くせません。場所を変えましょう』と占いの道具をかたづけ、小さな廟に入り、觀承を座らせてうやうやしく、『私は江湖を渡り歩いて數十年。人相もずいぶん見てきましたが、一度もはずしたことはありません。あなたは、いつの日か官途につき、さらには總督にまで到るでしょう。惜しむらくはその終わりを全うできないことです。今、官星はすでに現れています。すぐに北京に行きなさい。きっと機縁があるでしょう』といった。觀承は『罪人の子で出世の道が無いこの私にたとえ機縁があるとしても、日々の食にも苦しむこの身、どうやって北上することができましようか』すると星士は宅から二十金を持って来て觀承に贈り、一枚の紙に人名を書き、『他日、陝甘をお治めになられるとき、ある總兵が軍機を誤り斬刑に擬せられる事がありましよう。その際その者を是非助けてください。それが私への恩に報いるということになります』と頼んだ。…(中略)…觀承はその後累進して「貴人」となった。…(中略)…觀承は星士の「終わりを全うできない」という言葉を気にしていたが、ある時星士を直隸總督署に招き、免れる方法を聞いた。星士は「これは決まっていることです。ただ、おおいなる善事をなし、千萬人の命を救えば、天を動かすことができるでしょう」といった。觀承は舊案をあまねく調べ、直隸全省で流民が道すがら横死すること、多い年には數百におよぶことを知り、留養局を設けてこれを救おうと考えた。觀承は既にそのことを心に決めたが、まだ口にはださなかった。翌朝、星士に会うと『あなたの満面によい光が満ちています。必ず大きな功德があるでしょう。ただ刑を免れるだけではなく、御子孫も累代繁榮するでしょう。どうしてこのようになったのでしょうか』と言った。觀承は先ほどの考えを星士に伝えた。また、上奏して實行したのち、陝甘の軍營の事が明らかになった。二人の督撫と一人の將軍が處罰され、觀承も連座したが、特旨により許された。」總督就任後に留養局を思い立った、という實際とは矛盾する記述もある。この逸話が眞實であるかどうかは、確かめるすべも無いが、世の人がこのような動機が無ければ方觀承の一連の政策について説明のおさまりがつかなかつたのではないかとも考えられる。